

一般名処方に関するお知らせ

【一般名処方とは？】

処方せんには調剤される医薬品が記載されますが、医薬品の商品名を記載している場合と、一般名（有効成分の名称）で記載している場合があります。医薬品の名前を一般名で記載して処方することを一般名処方といいます。

【一般名処方のメリット】

一般名処方では記載された処方せんでは、有効成分が同一である医薬品が複数ある場合、先発医薬品でもジェネリック薬品でも薬剤師と相談して選ぶことができます（医師が変更不可と指示した場合は除く）。ジェネリック薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費の節減につながります。また、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者様に安定的に薬物治療を提供できるようになります。

【2024年10月～長期収載品の患者自己負担がはじまります】

長期収載品とは、すでに特許が切れているか再審査期間が終了しており、同じ効果をもつ後発医薬品（ジェネリック医薬品）が発売されている薬（＝先発品）のことを、薬価基準に長期間収載されていることから「長期収載品」といいます。

この長期収載品のうち、要件に合致した長期収載品を選定療養に位置付け、後発医薬品との差額の「4分の1」を選定療養費として患者さんが自己負担することが決定しました。（ただし、診療ガイドライン上で薬の変更が望ましくないものは配慮されるほか、医師が長期収載品の処方を必要とした場合は対象外となります。また、後発医薬品の供給不足のため、在庫がない場合は新たな上乗せ負担とはなりません。）

ご不明な点がございましたら主治医・薬剤師にご相談ください。

小牧市民病院

